

静岡県建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初契約金額が500万円以上の建設工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、静岡県工事検査要領に定める検査員（以下「検査員」という。）及び静岡県工事監督要領に定める監督員（以下「監督員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績採点表（様式第1）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は、検査が終了したとき、監督員は、工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(採点表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく契約担当者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から工事成績採点表の提出があったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書により通知するものとする。

(説明請求等)

第 10 条 第 8 条又は前条第 2 項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に、書面により通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項により説明を求められたときは、書面(様式第 3)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第 11 条 前条第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に、書面により契約担当者に対して、再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経て、書面(様式第 4)により回答するものとする。

(工事成績評定評価委員会の設置)

第 12 条 前条第 2 項に規定する工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(土木工事成績評価要領等の廃止)

2 次の要領等は、廃止する。

(1) 土木工事成績評価要領

(2) 土木工事成績評定基準

(3) 土木工事技術的難易度評定基準

(4) 土木工事成績評価通知規定

(5) 土木工事成績評定基準等の留意事項

(6) 建築・設備工事成績評価要領

(7) 建築・設備工事成績評定基準

(8) 建築・設備工事技術的難易度評定基準

(9) 建築・設備工事成績評価通知規定

(10) 建築・設備工事成績評定基準等の留意事項

(11) 工事成績が特に劣るものの措置について(平成 16 年 7 月 28 日建技第 246 号)

3 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 年 月 日
 号 日

受 注 者 様

契約担当者 ⑩

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、静岡県建設工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から 14 日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
評 定 点	点 (項目別評定点は別紙 1 のとおり)
修 正 評 定 点	点 (項目別評定点は別紙 1 のとおり)
業 種	

手続き等問い合わせ先

※修正評定点は、評定点が修正された場合のみ

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 高度技術力	/ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等	工事事務等による減点 総合評価による減点 各種取組による加点	
評定点合計		/ 100 点

様式第3

第 号
年 月 日

様

契約担当者 ⑩

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

記

1 工事名

2 回答

3 再説明の問い合わせ先

様式第4

第 号
年 月 日

様

契約担当者 ㊞

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

担 当
電話番号